

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 5 号）及び関係規程の改正について、次のとおり勧告する。

1 給料表

本市職員の給与が民間の給与を 344 円（0.09%）下回ることから、当該較差を解消するよう、初任給を中心に初任層（1 級及び 2 級）について、本市の実情に適合するよう行政職給料表の引上げを行うこと。その他の給料表についても、行政職給料表を参考に引上げを行うこと。

2 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院の勧告を考慮して改定を行うこと。

3 期末手当及び勤勉手当

市内民間事業所における支給状況を考慮して、平成 29 年度以降の年間支給割合を 0.10 月分引き上げる改定を行うこと。なお、支給月数引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分については、引上げ分を勤勉手当に配分すること。

4 実施時期

この改定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。